

6-3 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出

建設資材廃棄物の有効な利用等を図るために、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（通称「建設リサイクル法」）が平成14年5月30日に本格施行されました。建設リサイクル法の届出は、工事に着手する日の7日前と定められています。（法第10条）

1. 届出の対象となる建設工事（政令第2条）

- ①建築物の解体工事で床面積の合計が80㎡以上のもの
 - ②建築物の新築、増築工事で床面積の合計が500㎡以上のもの
 - ③建築物の修繕、模様替えなどのリフォーム工事で請負金額が1億円以上（消費税を含む）のもの
 - ④建築物以外の工作物の解体又は新築工事で請負金額が500万円以上（消費税を含む）のもの
- ※届出書の提出先は防災街づくり担当部建築安全課建築安全担当になります。

ただし、④の工事のうち次の土木工事に該当する場合は、土木部土木計画調整課占用担当が届出書の提出先となります。

- ・道路、河川、公園内（国、都管理のものを含む）の土木工事
- ・鉄道事業者の鉄道敷地内における土木工事
- ・私道舗装助成工事、私道排水設備助成工事

2. 再資源化等を図る特定建設資材

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

3. 解体工事における石綿調査

建設リサイクル法及び大気汚染防止法では解体時の事前調査として、「対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着した、吹き付け石綿その他のものの有無の調査」が義務付けられています。



担 当	建築工事関係 防災街づくり担当部 建築安全課 建築安全担当 ※届出書は区のホームページからもダウンロードできます。 電話番号 03-6432-7180 ファクシミリ 03-6432-7987
	土木工事関係 土木部 土木計画調整課 占用担当 電話番号 03-6432-7960 ファクシミリ 03-6432-7993
	アスベスト関係 環境政策部 環境保全課 電話番号 03-6432-7137 ファクシミリ 03-6432-7981